

○厚生労働省令第五十七号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第百三十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の三十三の七」を「第三十条の三十三の十」に、「第三十条の三十三の八」第三十条の三十三の十」を「第三十条の三十三の十一」第三十条の三十三の十三」に改める。

第一条の十四第七項第一号中「居室等」を「第一条の二第二項に規定する居室等（第三十条の二十八の四第一号において「居室等」という。）」に改め、「この項において」を同条に次の一項を加える。

12 法第七条第五項の厚生労働省令で定める条件は、当該申請に係る病床において、法第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分（以下「病床の機能区分」という。）のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域（医療計画において定める法第三十条の四第二項第七号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）における病床の機能区分に既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号に規定する将来の病床数の必要量（第三十条の二十八の三において「将来の病床数の必要量」という。）に達していないものに係る医療を提供することとする。

第三十条の二十七の二中「第三十条の十二第一項」を「第三十条の十三第一項」に改める。  
第三十条の二十八の二中「第三十条の四第二項第一号」を「第三十条の四第二項第十三号」に改め、同条を第三十条の二十八の五とする。

第三十条の二十八の次に次の三條を加える。

（法第三十条の四第二項第七号に規定する厚生労働省令で定める基準）

第三十条の二十八の二 法第三十条の四第二項第七号に規定する厚生労働省令で定める基準は、同項第十二号に規定する区域を基本として、人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を考慮して、一体の区域として地域における病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域を単位として設定することとする。

（将来の病床数の必要量の算定）

第三十条の二十八の三 構想区域における将来の病床数の必要量は、病床の機能区分ごとに別表第六の一の項に掲げる式により算定した数とする。この場合において、同一都道府県における当該数の合計数は、病床の機能区分ごとに同表の二の項に掲げる式により算定した数の当該同一都道府県における合計数をそれぞれ超えないものとする。

2 都道府県知事は、法第三十条の四第十五項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、当該医療計画において定める前項の規定により算定した構想区域（厚生労働大臣が認めるものに限る。）における慢性期機能の将来の病床数の必要量の達成が特別な事情により著しく困難となつたときは、当該将来の病床数の必要量について、厚生労働大臣が認める方法により別表第六の備考に規定する補正率を定めることができる。

（法第三十条の四第二項第七号口の厚生労働省令で定める事項）  
第三十条の二十八の四 法第三十条の四第二項第七号口の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 構想区域における将来の居室等における医療の必要量

二 その他厚生労働大臣が必要と認める事項  
第三十条の二十九中「第三十条の四第五項」を「第三十条の四第六項」に改め、同条第一号中「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第十二号」に改め、同条第二号中「第三十条の四第二項第十一号」を「第三十条の四第二項第十三号」に改める。

第三十条の三十中「第三十条の四第二項第十二号」を「第三十条の四第二項第十四号」に改め、同条第一号中「別表第六の一の項」を「別表第七の一の項」に、「別表第六の二の項」を「同表の二の項」に改め、同条第二号中「別表第六の三の項」を「別表第七の三の項」に、「別表第六の四の項」を「同表の四の項」に改める。

第三十条の三十二の二中「第三十条の四第八項」を「第三十条の四第九項」に改める。  
第三十条の三十三第一項中「又は診療所」を「若しくは診療所」に改め「場合」の下に「又は法

第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請（以下この項及び次項において「命令等」という。）をしようとする場合」を「都道府県知事が当該申請（以下この項及び次項において「命令等」という。）をしようとする場合」を「都道府県知事が当該申請」の下に「又は命令等」を加え、同項第一号中「総務省、財務省、財務省、林野庁」を「法務省」に改め、同条第二項中「又は診療所の病床」を「若しくは診療所の病床」に改め、変更の許可の申請があつた日前」の下に「又は命令等をしようとする日前」を、当該許可の申請があつた日前」の下に「又は当該命令等をしようとする日前」を加える。

第三十条の三十三の二中「第三十条の十二第一項」を「第三十条の十三第一項」に改める。

第三十条の三十三の三の見出し中「第三十条の十二第一項第一号」を「第三十条の十三第一項第一号」に改め、同条中「第三十条の十二第一項第一号」を「第三十条の十三第一項第一号」に改め、「第三十条の三十三の六」の下に「及び第三十条の三十三の九」を加える。

第三十条の三十三の四（見出しを含む）中「第三十条の十二第一項第二号」を「第三十条の十三第一項第二号」に改める。

第三十条の三十三の五（見出しを含む）中「第三十条の十二第一項第四号」を「第三十条の十三第一項第四号」に改める。

第三十条の三十三の十中「第三十条の十九第三項」を「第三十条の二十五第三項」に改め、同条を第四章の三十三の九の九の三十三の十三とする。

第三十条の三十三の九第一項中「第三十条の十七第一項第八号」を「第三十条の二十三第一項第八号」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十条の十七第一項」を「第三十条の二十三第一項」に改め、同条を第三十条の三十三の十二とする。

第三十条の三十三の八中「第三十条の十五第二項」を「第三十条の二十一第二項」に改め、同条を第三十条の三十三の十一とする。

第三十条の三十三の七中「第三十条の十二第二項」を「第三十条の十三第二項」に改め、第四章の二の三中同条の次に次の三條を加える。

（報告の公表）

第三十条の三十三の八 都道府県知事は、法第三十条の十三第四項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、インターネットの利用その他適切な方法により公表しななければならない。

第三十条の三十三の九 法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める場合等）  
第三十条の三十三の九 法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める場合は、病床機能報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能が一異なる場合とする。

2 法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該病床機能報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由及び当該基準日後病床機能の具体的な内容とする。

項	式
I	$ZAB+C_1-D_1$ $E$
II	$ZAB+C_2-D_2$ $E$
備考	<p>この表における式において、A、B、C<sub>1</sub>、C<sub>2</sub>、D<sub>1</sub>、D<sub>2</sub>、Eは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>A 当該構想区域の性別及び年齢階級別の平成三十七年における推計人口</p> <p>B 次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数</p> <p>一 高度急性期機能 病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量(患者に提供される医療を一日当たりの診療報酬の出来高点数(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六條第二項(同法第四十九條において準用する場合を含む)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和三十七年法律第八十号)第七十條第一項の規定に基づき出来高による算定される診療報酬(入院その他の厚生労働大臣が認める療養の給付に要する費用に係るものを除く)の算定の単位をいう)により換算した量をいう。以下同じ)が三千点以上である医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率</p> <p>二 急性期機能 病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量が六百点以上三千点未満の医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率</p> <p>三 回復期機能 病院又は診療所の一般病床又は療養病床において医療資源投入量が二百二十五点以上六百点未満の医療若しくは主としてリハビリテーションを受ける入院患者又はこれに係る性別及び年齢階級別入院受療率</p> <p>四 慢性期機能 病院又は診療所の一般病床又は療養病床における入院患者であつて長期にわたり療養が必要であるもの主としてリハビリテーションを受ける入院患者その他の厚生労働大臣が認める入院患者を除く。以下「慢性期入院患者」という。のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数にイに</p>

<p>掲げる範囲内(1)に規定する全国最小値より小さい構想区域にあつては、以下「補正率」という。を乗じて得た数に障害その他の疾患を有する入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数を加えて得た数に当該構想区域の人口を乗じて得た数に当該構想区域の慢性期機能の平成三十七年における病床数の必要量を平成四十二年までに達成すればよいものとし、都道府県知事は、当該達成の期間の延長に応じた補正率を定めることができる。</p> <p>イ 次の(1)に掲げる数以上(2)に掲げる数以下</p> <p>(1) 慢性期総入院受療率(慢性期入院患者のうち当該都道府県の区域又は当該構想区域に住所を有する者の数を(i)に掲げる数で除して得た数に(ii)に掲げる数乗じて得た数をいう。以下同じ)が最小である都道府県の当該慢性期総入院受療率(以下「全国最小値」という)を当該構想区域の慢性期総入院受療率で除して得た数</p> <p>(i) 当該都道府県の区域又は当該構想区域の性別及び年齢階級別人口に全国の慢性期入院患者に係る性別及び年齢階級別入院受療率を乗じて得た数の合計数</p> <p>(ii) 全国の慢性期入院患者の数を全国の人口で除して得た数</p> <p>(2) (i)に掲げる数に(ii)に掲げる数を乗じて得た数に全国最小値を加えて得た数を当該構想区域の慢性期総入院受療率で除して得た数</p> <p>(i) 当該構想区域の慢性期総入院受療率と全国最小値の差</p> <p>(ii) 都道府県における慢性期総入院受療率の全国中央値と全国最小値の差を慢性期総入院受療率が最大である都道府県の当該慢性期総入院受療率と全国最小値の差で除して得た数</p> <p>ロ 当該構想区域が次のいずれにも該当するものであること</p> <p>(1) 当該構想区域の慢性期病床減少率(慢性期入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る病床数(以下「慢性期病床数」という)からイ(2)に掲げる数により算定した平成三十七年における慢性期入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る病床数を控除して得た数を慢性期病床数で除して得た数をいう)が厚生労働大臣が認める基準を上回ること</p> <p>(2) 当該構想区域における全ての世帯数に占める当該構想区域における高齢者の単身の世帯数の割合が全国平均のそれを上回ること</p>	<p>C<sub>1</sub> 当該構想区域において他の構想区域の病床の機能区分ごとの平成三十七年における推計患者数のうち当該病床の機能区分に係る医療が提供される患者の数の数として都道府県知事が定める数</p> <p>C<sub>2</sub> 当該構想区域において他の都道府県の区域内に所在する構想区域の病床の機能区分ごとの平成三十七年における推計患者数のうち当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数の数として都道府県知事が当該他の都道府県の知事に協議して定める数の合計数</p> <p>D<sub>1</sub> 当該構想区域の病床の機能区分ごとの平成三十七年における推計患者数のうち他の構想区域において当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数の数として都道府県知事が当該他の都道府県の知事に協議して定める数</p> <p>D<sub>2</sub> 当該構想区域の病床の機能区分ごとの平成三十七年における推計患者数のうち他の都道府県の区域内に所在する構想区域において当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数の数として都道府県知事が当該他の都道府県の知事に協議して定める数</p> <p>E 次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数</p>	<p>一 高度急性期機能 0.75</p> <p>二 急性期機能 0.78</p> <p>三 回復期機能 0.99</p> <p>四 慢性期機能 0.92</p>
---	--	---

別表第六(第三十条の二十八の三関係)

3 法第三十条の十五第四項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 法第三十条の十五第二項の協議の場合における協議が調わないとき。

二 法第三十条の十五第二項の規定により都道府県知事から求めがあつた報告病院等の開設者又は管理者が同項の協議の場合に参加しないことその他の理由により当該協議の場合における協議を行うことが困難であると認められるとき。

(法第三十条の十六第一項の厚生労働省令で定めるとき)

第三十条の三十三の十 法第三十条の十六第一項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 法第三十条の十四第一項に規定する協議の場合(以下この条において「協議の場合」という。)における協議が調わないとき。

二 法第三十条の十四第一項に規定する関係者(次号において「関係者」という。)が協議の場合に参加しないことその他の理由により協議の場合における協議を行うことが困難であると認められるとき。

三 関係者が協議の場合において関係者間の協議が調つた事項を履行しないとき。



（介護保険法施行規則の一部改正）

第二条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十条の七十二」を「第百四十条の七十二の三」に、「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

第二十二條の二中「第五項まで」を「第四項まで」に、「第七項から第十項まで」を「第六項から第八項まで」に、「第十五項」を「第十三項」に改め、「居宅要支援者」の下に「法第八条の第二項に規定する居宅要支援者をいう。以下同じ。」を加え、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める。

第二十二條の三 削除

第二十二條の四（見出しを含む。）中「第八条の第二第三項」を「第八条の第二項」に改める。

第二十二條の五（見出しを含む。）中「第八条の第二第四項」を「第八条の第三項」に改める。

第二十二條の六（見出しを含む。）中「第八条の第二第四項」を「第八条の第三項」に改める。

第二十二條の七（見出しを含む。）中「第八条の第二第五項」を「第八条の第四項」に改める。

第二十二條の八（見出しを含む。）中「第八条の第二第六項」を「第八条の第五項」に改める。

第二十二條の九（見出しを含む。）中「第八条の第二第六項」を「第八条の第五項」に改める。

第二十二條の十 削除

第二十二條の十一（見出しを含む。）中「第八条の第二第八項」を「第八条の第六項」に改める。

第二十二條の十二（見出しを含む。）中「第八条の第二第八項」を「第八条の第六項」に改める。

第二十二條の十三（見出しを含む。）中「第八条の第二第十項」を「第八条の第八項」に改める。

第二十二條の十四（見出しを含む。）中「第八条の第二第十項」を「第八条の第八項」に改める。

第二十二條の十五（見出しを含む。）中「第八条の第二第十項」を「第八条の第九項」に改める。

第二十二條の十六（見出しを含む。）中「第八条の第二第十項」を「第八条の第九項」に改める。

第二十二條の十七（見出しを含む。）中「第八条の第二第十五項」を「第八条の第十三項」に改める。

第二十二條の十八（見出しを含む。）中「第八条の第二第十六項」を「第八条の第十四項」に改める。

第二十二條の十九の見出し中「第八条の第二第十六項」を「第八条の第十四項」に改め、同条中「第八条の第二十六項」を「第八条の第十四項」に改め、「家事」の下に「居宅要支援者が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であつて、居宅要支援者の日常生活に必要なものとする。」を加える。

第二十二條の二十一（見出しを含む。）中「第八条の第二十八項」を「第八条の第十六項」に改める。

第二十二條の二十二（見出しを含む。）中「第八条の第二十八項」を「第八条の第十六項」に改める。

第二十八條の次に次の二條を加える。

（負担割合証の交付等）  
第二十八條の二 市町村は、要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）に対し、様式第一号の二による利用者負担の割合を記載した証（以下「負担割合証」という）を、有効期限を定めて交付しなければならない。

2 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、遅滞なく、負担割合証を市町村に返還しなければならない。  
一 負担割合証に記載された利用者負担の割合が変更されたとき。  
二 負担割合証の有効期限に至ったとき。

3 前条の規定は、負担割合証の検認及び更新について準用する。この場合において、同条第二項中「第一号被保険者及び被保険者の交付を受けている第二号被保険者（以下「被保険者証交付済被保険者」という。）とあるのは、「要介護被保険者又は居宅要支援被保険者」とする。

4 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 再交付申請の理由

三 被保険者証の番号

5 負担割合証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その負担割合証を添えなければならない。

6 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証の再交付を受けた後、失った負担割合証を発見したときは、直ちに、発見した負担割合証を市町村に返還しなければならない。

第二十八條の三 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、法第四十一条第三項（法第四十二条の第二第九項、法第四十八条第七項、法第五十三条第七項及び法第五十四条の第二第九項において準用する場合を含む。）の規定により指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の第二項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設（法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス事業者（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）、又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第五十四条の第二項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）に被保険者証を提示するときは、負担割合証を添えなければならない。

第三十三條第二項中「被保険者証」の下に「及び負担割合証」を加える。

3 要介護更新認定の申請であつて法第三十五条第四項の規定により法第二十七条第一項の申請としてみなされたものに係る要介護認定を行う場合について法第二十八条第一項の規定を適用する場合においては、第一項第二号中「六月間」とあるのは「十二月間」と、「十二月間」とあるのは「二十四月間」と読み替えるものとする。

第四十條第五項第六号中「第六十九條の三十四」を「第六十九條の三十四第一項及び第二項」に改める。

第五十二條に次の一項を加える。

3 要介護更新認定の申請であつて法第三十五条第二項の規定により法第三十二条第一項の申請としてみなされたものに係る要介護認定を行う場合について法第三十三条第一項の規定を適用する場合においては、第一項第二号中「六月間」とあるのは「十二月間」と、「十二月間」とあるのは「二十四月間」と読み替えるものとする。

第五十五條第二項中「六月間（一）とあるのは「十二月間（一）と、「十二月間」とあるのは「十一月間」とあるのは「二十四月間」に改める。

第六十三條中「同項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。」を削り、「被保険者証」の下に「及び負担割合証」を加える。

第六十五條の五の次に次の一條を加える。

（法第四十二条の三第二項の厚生労働省令で定める者）

第六十五條の六 法第四十二条の三第二項の厚生労働省令で定める者は、住所地利例適用要介護被保険者とする。

第七十條第二項中「第八条の第二十三項」を「第八条の第二十一項」に改める。

第七十三條中「九十分の百」の下に「法第五十九條の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百」を加える。





(令第二十九条の二の二第六項の収入の額の算定)

第九十七条の二 令第二十九条の二の二第六項に規定する収入の額は、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者に係る介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年(当該介護予防サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)における所得税法第三十六条第一項に規定する各種所得の金額(退職所得の金額(同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう)を除く。)の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額として、地方税法第三十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の計算上用いられる所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得(公的年金等に係るものに限る。)に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得(公的年金等に係るものを除く。)に係る総収入金額を合算した額とする。

(令第二十九条の二の二第六項の適用の申請)

第九十七条の二の二 令第二十九条の二の二第六項の規定の適用を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 氏名及び生年月日

二 令第二十九条の二の二第六項に規定する者について前条の規定により算定した収入の額

三 被保険者証の番号

第九十七条の三第一号中「すべて」を「全て」に改め、「世帯員」の下に「並びにその者の配偶者」を加え、「六月まで」を「七月まで」に改め、「除く。」の下に「であり、かつ、当該居宅要支援被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額が二千万円(当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあつては、一千万円)以下であるもの。」を加える。

第一百零四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第一百零九条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第一百零九条の三を次のように改める。

第一百零九条の三 削除

第一百零九条の四第一項第十三号を次のように改める。

第十三 法第十五条の二第二項第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号(病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで)(令第三十五条の十一において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)に該当しないことを誓約する書面(以下この節において「誓約書」という。)

第一百零九条の八を次のように改める。

第一百零九条の八 削除

第一百零九条の十三第一項第七号中「第八条の二第十項」を「第八条の二第十項」に改める。

第一百零九条の二十二第一項第一号を次のように改める。

第一百零九条の二十二第一項第六号を次のように改める。

第一百零九条の二十二第二項中「同項第七号から」に改める。

第一百零九条の四十三第一項中「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」を削る。

第六 削除

第一百零九条の二十二第二項中「同項第六号から」を「同項第七号から」に改める。

第一百零九条の四十三第一項中「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」を削る。

第一百零九条の六十二の三を次のように改める。

(法第十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める基準)

第一百零九条の六十二の三 法第十五条の四十五第一項本文の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業(以下「第一号事業」という。)を提供する際には、市町村又は地域包括支援センターが、同号に規定する居宅要支援被保険者等(以下「居宅要支援被保険者等」という。)の意思を最大限に尊重しつつ、当該居宅要支援被保険者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な介護予防支援又は同号二に規定する第一号介護予防支援事業(以下「第一号介護予防支援事業」という。)による援助を行うこと。

二 市町村が、法第十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)を実施する際には、補助その他の支援を通じて、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

2 法第十五条の四十五第一項第一号イから二までの厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 第一号事業に従事する者(次号において「従事者」という。)の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。

二 従事者又は従事者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。

三 利用者に対する第一号事業の実施により事故が発生した場合に、次のイからハまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。

イ 当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は第一号介護予防支援事業による援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。

ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

ハ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

四 第一号事業を実施する者(以下この号及び次号において「実施者」という。)は、当該第一号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該第一号事業を実施する事業所(実施者が事業所を有しない場合においては、当該第一号事業の主たる実施場所)の所在地を管轄する市町村長に届け出ること。

イ 廃止し、又は休止しようとする年月日

ロ 廃止し、又は休止しようとする理由

ハ 現に第一号事業のサービスを受けている者に対する措置

ニ 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

五 実施者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該第一号事業のサービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該第一号事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な第一号事業のサービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、第一号介護予防支援事業の実施者、他の実施者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

第一百零九条の六十二の四を次のように改める。

(法第十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者)

第一百零九条の六十二の四 法第十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者は、次のいずれかに該当する被保険者とする。

一 居宅要支援被保険者

二 厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号被保険者(二回以上にわたり当該基準の該当の有無を判断した場合には、直近の当該基準の該当の有無の判断の際に当該基準に該当した第一号被保険者(要介護認定を受けた第一号被保険者においては、当該要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受けた日から当該要介護認定の有効期間の満了の日までの期間を除く。)

第四百四十条の六十二の四の次に次の五条を加える。  
 (法第百十五号の四十五第一項第一号イ及びロの厚生労働省令で定める期間)  
 第四百四十条の六十二の五 法第百十五号の四十五第一項第一号イの厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

- 一 第一号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画を定め、かつ、当該計画において法第百十五号の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(以下「第一号訪問事業」という。)に係るサービスの利用期間を定めた場合、当該計画において定められる第一号訪問事業に係るサービスの利用期間又は当該計画を定めた日から居宅要支援被保険者等でない日までの期間のいずれか短い期間
  - 二 前号に規定する場合以外の場合 第一号介護予防支援事業による支援を受けた日から居宅要支援被保険者等でない日までの期間
- 法第百十五号の四十五第一項第一号ロの厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

- 一 第一号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画を定め、かつ、当該計画において法第百十五号の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業(以下「第一号通所事業」という。)に係るサービスの利用期間又は当該計画を定めた日から居宅要支援被保険者等でない日までの期間のいずれか短い期間
- 二 前号に規定する場合以外の場合 第一号介護予防支援事業による支援を受けた日から居宅要支援被保険者等でない日までの期間

3 第一項第一号及び前項第一号の居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画は、介護予防・日常生活支援総合事業に係るサービス及びその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス(以下「介護予防・日常生活支援総合事業サービス等」という。)の適切な利用等をするよう、当該居宅要支援被保険者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援被保険者等及びその家族の希望等を勘案し、次に掲げる事項を定めた計画をいう。

- 一 利用する介護予防・日常生活支援総合事業サービス等の種類及び内容
- 二 当該サービスを担当する者
- 三 当該サービスを利用する期間
- 四 当該居宅要支援被保険者等及びその家族の生活に対する意向
- 五 当該居宅要支援被保険者等の総合的な援助の方針
- 六 健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題
- 七 提供される介護予防・日常生活支援総合事業サービス等の目標及びその達成時期
- 八 介護予防・日常生活支援総合事業サービス等を提供する上での留意事項
- 九 介護予防・日常生活支援総合事業サービス等の提供を受けるために居宅要支援被保険者等が負担しなければならない費用の額

(法第百十五号の四十五第一項第一号ロの厚生労働省令で定める施設)  
 第四百四十条の六十二の六 法第百十五号の四十五第一項第一号ロの厚生労働省令で定める施設は、第一号通所事業を実施するために必要な広さを有する施設とする。

(法第百十五号の四十五第一項第一号ハの厚生労働省令で定める支援)  
 第四百四十条の六十二の七 法第百十五号の四十五第一項第一号ハの厚生労働省令で定める支援は、次に掲げる支援のうち市町村が定めるものとする。

- 一 栄養の改善を目的として、居宅要支援被保険者等に対して配食を行う支援
- 二 居宅要支援被保険者等が自立した日常生活を営むことができることを目的として、居宅要支援被保険者等に対して、定期的な安全確認及び緊急時の対応を行う支援
- 三 地域の実情に応じつつ、第一号訪問事業又は第一号通所事業と一体的に行われることにより、居宅要支援被保険者等の要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活に資することを目的として、第一号訪問事業又は第一号通所事業のサービスに準じるサービスを行う支援

(法第百十五号の四十五第二項第四号の厚生労働省令で定める事業)  
 第四百四十条の六十二の八 法第百十五号の四十五第二項第四号の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 地域における在宅医療及び介護に関する情報の収集、整理及び活用を行う事業
- 二 医療関係者及び介護サービス事業者その他の関係者(以下この条において「医療・介護関係者」という。)により構成される会議の開催等を通じて、地域における在宅医療及び在宅介護の提供に必要な当該提供に携わる者その他の関係者の連携(以下「在宅医療・介護連携」という。)に関する課題の把握及びその解決に資する必要な施策を検討する事業
- 三 医療・介護関係者と共同して、在宅医療及び在宅介護が円滑に提供される仕組みの構築に向けた具体的な方策を企画及び立案し、当該方策を他の医療・介護関係者に周知する事業
- 四 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業
- 五 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- 六 医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得や当該知識の向上のために必要な研修を行う事業

七 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業  
 八 他の市町村との広域的な連携に資する事業

(法第百十五号の四十五第三項の事業の効果的かつ効率的な実施)  
 第四百四十条の六十二の九 法第百十五号の四十五第三項各号に掲げる事業は、当該事業を効果的かつ効率的に行えるよう、当該事業の目的及び内容並びにその実施状況を検証し、当該検証の結果に基づき当該事業の内容を見直すよう努めるものとする。

2 市町村は、前項の規定により利用料を定めるに当たっては、当該利用料に係る事業の内容を勘案し、ふさわしい利用料となるよう定めるものとする。  
 第四百四十条の六十三の次に、次の六条を加える。

- 一 法第百十五号の四十五の三第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定する額
- 二 法第百十五号の四十五の三第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額は、次の各号に掲げる事業に応じて、当該各号に掲げる額とする。
- イ 第一号訪問事業又は第一号通所事業 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)第五条の規定による改正前の法(以下「旧介護予防訪問介護」という。)又は同条第七項に規定する介護予防通所介護(以下「旧介護予防通所介護」という。)に係る平成二十六年改正前法第五十三号第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額(市町村が当該算定した費用の額以下の範囲内で別に定める場合にあっては、その額とする。)(当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。次号イにおいて同じ。)(百分の九十)(市町村が百分の九十以下の範囲内で別に定める場合にあっては、その割合とする。次号イにおいて同じ。)(に相当する額)
- ロ 第一号介護予防支援事業 法第五十八号第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額(市町村が当該算定した費用の額以下の範囲内で別に定める場合にあっては、その額とする。)(当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。次号ロにおいて同じ。)(百分の百)(市町村が百分の百以下の範囲内で別に定める場合にあっては、その割合とする。次号ロにおいて同じ。)(に相当する額)

イ 第一号訪問事業又は第一号通所事業 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)第五条の規定による改正前の法(以下「旧介護予防訪問介護」という。)又は同条第七項に規定する介護予防通所介護(以下「旧介護予防通所介護」という。)に係る平成二十六年改正前法第五十三号第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額(市町村が当該算定した費用の額以下の範囲内で別に定める場合にあっては、その額とする。)(当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。次号イにおいて同じ。)(百分の九十)(市町村が百分の九十以下の範囲内で別に定める場合にあっては、その割合とする。次号イにおいて同じ。)(に相当する額)



二 第四百四十条の六十三の六第一号イ又はハに規定する基準に基づく事業 イ及びロに掲げる事業に於いて、それぞれイ及びロに掲げる額

イ 第一号訪問事業又は第一号通所事業 前号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める額

ロ 第一号介護予防支援事業 前号ロに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の百分の百に相当する額を基準として、市町村が定める額

三 第四百四十条の六十三の六第二号に規定する基準に従う事業 イからハまでに掲げる事業に於いて、それぞれイからハまでに掲げる額

イ 第一号訪問事業又は第一号通所事業 第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額以下の範囲内で、市町村が定める基準により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）に市町村が定める割合を乗じて得た額に相当する額

ロ 第一号介護予防支援事業 第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額以下の範囲内で、市町村が定める基準により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）に市町村が定める割合を乗じて得た額に相当する額

ハ 第一号生活支援事業 市町村が定める基準により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）に市町村が定める割合を乗じて得た額に相当する額

二 市町村は、前項第一号イ又はロにおいて市町村が当該厚生労働大臣が定める額の範囲内で別に額を定める場合においては、そのサービスの専門性等を勘案して、ふさわしい額となるよう定めるものとする。

三 第一項第一号イ及び第二号イの規定にかかわらず、市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）に要した費用、当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第十五条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として法第六十一条の二第一項に規定する政令で定める額の合計額及び居宅要支援被保険者等が第一号事業に要した費用その他の費用又は事項を勘案して特に必要があると認める場合における第一項の規定の適用については、同項第一号中「百分の九十」とあるのは「百分の九十から百分の百までの範囲内の割合」とすることができる。

四 法第五十九条の二本文に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第一号事業支給費（法第十五条の四十五の三第二項に規定する第一号事業支給費をいう。以下同じ。）について第一項又は前項の規定を適用する場合には、第一項第一号中「百分の九十」とあるのは「百分の八十」と、前項中「百分の九十から」とあるのは「百分の八十から」とする。（第一号事業支給費に係る審査及び支払）

第四百四十条の六十三の三 法第十五条の四十五の三第五項の規定による審査及び支払は、前条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準又は同項第三号イからハまでに規定する市町村が定める基準及び第四百四十条の六十三の六に規定する市町村が定める基準に照らして審査した上、支払うものとする。

（審査及び支払の事務の一部を受託できる法人）

第四百四十条の六十三の四 法第十五条の四十五の三第七項の規定により国民健康保険団体連合会が審査及び支払に関する事務の一部を委託する場合は、当該事務を実施するために必要な電子計算機であつて当該国民健康保険団体連合会が備えるものと同等級以上の当該事務に関する処理機能を有するものを備え、当該事務を適正かつ確実に実施できると認める法人に対して委託するものとする。

（指定事業者に係る指定の申請等）

第四百四十条の六十三の五 法第十五条の四十五の五第一項の規定に基づき指定事業者（法第十五条の四に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定を受けようとする市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号から第十五号までに掲げる事項の記載を要しない当該市町村長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。）

一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 運営規程

九 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 当該申請に係る事業に係る第一号事業支給費の請求に関する事項

十三 誓約書（法第十五条の四十五の五第二項に該当しないことを誓約する書面をいう。以下この条において同じ。）

十四 役員（の氏名、生年月日及び住所）

十五 その他市町村が指定に関し必要と認める事項

二 法第十五条の四十五の六第一項の規定に基づき指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定を受けようとする市町村長に提出しなければならない。ただし、当該申請書又は書類については、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

三 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（法第十五条の四十五の五第二項の厚生労働省令で定める基準）

第四百四十条の六十三の六 法第十五条の四十五の五第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一 第一号事業（第一号生活支援事業を除く。）に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準

イ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第二条第三号若しくは第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。口において「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。口において「指定介護予防支援等基準」という。）に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準

二 指定事業者（法第十五条の四に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定を受けようとする市町村長に提出しなければならない。ただし、当該市町村長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。）

一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 運営規程

九 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 当該申請に係る事業に係る第一号事業支給費の請求に関する事項

十三 誓約書（法第十五条の四十五の五第二項に該当しないことを誓約する書面をいう。以下この条において同じ。）

十四 役員（の氏名、生年月日及び住所）

十五 その他市町村が指定に関し必要と認める事項

二 法第十五条の四十五の六第一項の規定に基づき指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定を受けようとする市町村長に提出しなければならない。ただし、当該申請書又は書類については、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

三 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（法第十五条の四十五の五第二項の厚生労働省令で定める基準）

第四百四十条の六十三の六 法第十五条の四十五の五第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一 第一号事業（第一号生活支援事業を除く。）に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準

イ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第二条第三号若しくは第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。口において「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。口において「指定介護予防支援等基準」という。）に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準

二 指定事業者（法第十五条の四に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定を受けようとする市町村長に提出しなければならない。ただし、当該市町村長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。）

一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 運営規程

九 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 当該申請に係る事業に係る第一号事業支給費の請求に関する事項

十三 誓約書（法第十五条の四十五の五第二項に該当しないことを誓約する書面をいう。以下この条において同じ。）

十四 役員（の氏名、生年月日及び住所）

十五 その他市町村が指定に関し必要と認める事項

口 旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービス(旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。)に係る基準又は指定介護予防防支援等基準に規定する基準該当介護予防防支援に係る基準の例による基準

ハ 平成二十六年改正前法第五十四条第一項第三号又は法第五十九条第一項第二号に規定する離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者等が、平成二十六年改正前法第五十四条第一項第三号又は法第五十九条第一項第二号に規定するサービスを受けた場合における当該サービスの内容を勘案した基準

ニ 第一号事業に係る基準として、当該第一号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準(前号に掲げるものを除く。)

(法第十五条の四十五の六第一項の厚生労働省令で定める期間)

第四百四十条の六十三の七 法第十五条の四十五の六第一項の厚生労働省令で定める期間は、法第十五条の十一、第十五条の二十一及び第十五条の三十一の規定により読み替えて準用する法第七十条の二第一項に規定する期間を勘案して市町村が定める期間とする。

第四百四十条の六十四第二号を削り、同条第一号中「第十五条の四十五第一項第一号」を「第十五条の四十五第一項第二号」に改め、同号に次のように加え、同号を第二号とする。

ホ 地域における介護予防に関する活動の実施機能を強化するためハビリテーションに関する専門的知識及び経験を有する者が当該介護予防に関する活動の支援を行う事業

第四百四十条の六十四第二号の前に次の一号を加える。

一 第一号介護予防防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものに限る。)

第四百四十条の六十六(見出しを含む)中「第十五条の四十六第五項」を「第十五条の四十六第六項」に改め、同条第一号及び第二号中「第十五条の四十六第四項」を「第十五条の四十六第五項」に改め、同条の次に、次の二条を加える。

(法第十五条の四十六第十項の厚生労働省令で定めるとき)

第四百四十条の六十六の二 法第十五条の四十六第十項の厚生労働省令で定めるときは、おおむね一年以内ごとに一回、市町村が適当と認めるときとする。

(地域包括支援センターの事業内容及び運営に関する情報の公表内容)

第四百四十条の六十六の三 法第十五条の四十六第十項に規定する地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報の公表は、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

- 一 名称及び所在地
- 二 法第十五条の四十七第一項の委託を受けた者である場合はその名称
- 三 営業日及び営業時間
- 四 担当する区域
- 五 職員の職種及び員数
- 六 事業の内容及び活動実績
- 七 その他市町村が必要と認める事項

第四百四十条の六十七中「法人であつて」を「者(包括的支援事業(法第十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業を除く。)の全てにつき一括して委託する場合には、法人であつて)」に改める。

第四百四十条の六十七の次に、次の一条を加える。

(包括的支援事業の実施に係る方針の提示)

第四百四十条の六十七の二 市町村は、包括的支援事業(法第十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業を除く。)の全てにつき一括して委託する場合には、当該包括的支援事業を委託する者に対し、次の各号に掲げる内容を勘案して、包括的支援事業の実施の方針を示すものとする。

- 一 当該市町村の地域包括ケアシステムの構築方針
- 二 当該包括的支援事業が実施される区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

三 介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築の方針

四 第一号介護予防防支援事業の実施方針

五 介護支援専門員に対する支援及び指導の実施方針

六 法第十五条の四十八第一項に規定する会議の運営方針

七 当該市町村との連携方針

八 当該包括的支援事業の実施に係る公正性及び中立性確保のための方針

九 その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断した方針

第四百四十条の六十九を次のように改める。

(法第十五条の四十七第四項の厚生労働省令で定める基準)

第四百四十条の六十九 法第十五条の四十七第四項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 第四百四十条の六十二の三第二項各号に掲げる基準を遵守している者であること。

二 第一号介護予防防支援事業を実施する場合には、地域包括支援センターの設置者であること。

第四百四十条の七十の見出し中「第十五条の四十五第二項第三号」を「第十五条の四十五第一項第一号二」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「第十五条の四十七第六項」を「第十五条の四十七第五項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「第十五条の四十五第二項第三号」を「第十五条の四十五第一項第一号二」に改め、同条第一項各号及び第三項中「第十五条の四十五第二項第三号」を「第十五条の四十五第一項第一号二」に改める。

第四百四十条の七十一(見出しを含む)中「第十五条の四十七第六項」を「第十五条の四十七第五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(審査及び支払の事務の一部を受託できる法人)

第四百四十条の七十一の二 法第十五条の四十七第七項の規定により国民健康保険団体連合会が審査及び支払に関する事務の一部を委託する場合は、当該事務を実施するために必要な電子計算機であつて当該国民健康保険団体連合会が備えるものと同等以上の当該事務に関する処理機能を有するものを備え、当該事務を適正かつ確実に実施できると認める法人に対して委託するものとする。

第四百四十条の七十二に次の一項を加える。

2 市町村は、前項の規定により利用料を定めるに当たっては、当該利用料に係る事業の内容を勘案し、ふさわしい利用料となるよう定めるものとする。

第五章中第四百四十条の七十二の次に次の二条を加える。

(支援対象被保険者の範囲)

第四百四十条の七十二の二 法第十五条の四十八第二項に規定する厚生労働省令で定める被保険者は、次に掲げる被保険者とする。

- 一 要介護被保険者
- 二 居宅要支援被保険者等
- 三 その他市町村が支援が必要と認める被保険者

(令第三十七条の十六の負担金に係る算定)

第四百四十条の七十二の三 令第三十七条の十六第一項の負担金は、次の各号に掲げる同条第二項各号の区分に応じ、それぞれ各号に掲げる方法により支払うものとする。

- 一 令第三十七条の十六第二項第一号に掲げる第一号事業支給費 当該第一号事業支給費の請求に對する支払が行われる各月
- 二 令第三十七条の十六第二項第二号に掲げる額 当該年度内
- 三 前項第一号に係る支払は、指定事業者に対して、施設所在市町村が支払う第一号事業支給費を被保険者市町村が支払うことにより行うことができる。



3 令第三十七条の十六第二項第二号の厚生労働省令で定める額は、当該施設所在市町村における当該住所特例適用被保険者に対する第一号介護予防支援事業のうち、当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの第一号介護予防支援事業（指定事業者によるものを除く。）の利用実績に、法第五十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額として介護予防支援費を乗じて得た額とする。

第百五十九条の二中「法第百十五条の四十五第六項に規定する」及び「特定介護予防福祉用具販売に係るものを除く。」を削る。

第八章の章名を次のように改める。

第八章 介護給付費等審査委員会

第百六十一条中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に、「給付費審査委員会」を「給付費等審査委員会」に改める。

第百六十二条第一項及び第二項、第百六十三条並びに第百六十四条第一項中「給付費審査委員会」を「給付費等審査委員会」に改める。

第百六十四条の二第二項中「給付費審査委員会」を「給付費等審査委員会」に改め、同条第二項中「給付費審査委員会」を「給付費等審査委員会」に改め、「介護給付等対象サービス担当者」の下に「又は介護予防・日常生活支援総合事業担当者」を加え、同条第四項中「給付費審査委員会」を「給付費等審査委員会」に改める。

第百六十五条第一項、第三項及び第四項中「給付費審査委員会」を「給付費等審査委員会」に改める。

第百六十五条の五及び第百六十五条の六中「第百四十条の三から」を「第百四十条の四から」に改める。

第百七十二条中「法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。」を削る。第百七十二条の二の表第八十三条の五の項を次のように改める。

第八十三条の五	法第五十一条の三第一項の 要介護被保険者	介護保険法施行法第十三条第五項の 要介護旧措置入所者
	認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者）については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特別居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）	認定を受けている者
	世帯員並びにその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。）	世帯員

特定介護サービス  
第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービス

指定介護福祉施設サービス  
第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービス

（除く。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及びその他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定する額が二千万円（当該要介護被保険者が配偶者がいない場合にあつては、一千万円）以下であるもの。

介護保険施設  
構成員の数（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときはその数に一を加えた数）  
同じ。並びにその者の配偶者

九十分の十（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の二十）  
九十分の十

世帯員並びにその者の配偶者が  
世帯員が  
世帯員に

第百七十二条の二の表第八十三条の六第一項の項の次に次のように加える。	第八十三条の六第二項 証する書類並びに前条第一号又は第四号に掲げる事項を市町村が認することの同意書	証する書類
------------------------------------	--	-------

第百七十二条の二の表第八十三条の六第四項の項中「様式第一号の二」を「様式第一号の二の二」に改める。  
附則に次の一条を加える。  
（平成二十六年改正法に係る特例）

第三十一条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十三条に規定する法第百十五条の四十五の三の指定を受けたものとみなされたものに係る法第百十五条の四十五の六第一項に規定する厚生労働省令で定める期間は、当該みなされた指定から初回の更新までの期間については、第百四十条の六十三の七の規定にかかわらず、三年とする。ただし、市町村が別に当該期間を定める場合には、六年を超えない範囲で当該市町村が定める期間とする。

別表第二第二号口中「夜間対応型訪問介護及び介護予防訪問介護」を「及び夜間対応型訪問介護」に改め、同号へ中「介護予防通所介護」を削り、同表第一第五号イ中「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」を削り、同号ハ中「介護予防通所介護」を削り、同表第二第二号中「介護予防訪問介護」を削る。





(裏面)

<p>(四)</p> <p>注意事項</p> <p>一 介護サービスを受けようとするときは、あらかじめ市町村の窓口で要介護認定又は要支援認定を受けてください。</p> <p>二 介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、あらかじめ基本チェックリストによる確認又は要支援認定を受けてください。</p> <p>三 介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。</p> <p>四 介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者提供者に提出してください。</p> <p>五 認定の有効期限を経過したときは、保険給付を受けられませんが、認定の有効期限を経過する六十日前から三十日前までの間に市町村にこの証を提出し、認定の更新を受けてください。</p>	<p>(五)</p> <p>六 居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス以下「居宅サービス等」という。については、居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者に介護サービス計画若しくは介護予防サービス計画の作成を依頼した旨をあらかじめ市町村に届け出た場合又は自ら介護サービス計画若しくは介護予防サービス計画を作成し、市町村に届け出た場合に限って現物給付となります。これらの手続をしない場合は、市町村からの事後払い償還払いになります。</p> <p>七 居宅サービス等には保険給付の限度額が設定されます。</p> <p>八 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護サービスに要した費用に、別途介護保険負担割合証に示された割合を乗じた金額です(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありません)。</p> <p>九 介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けるときに支払う金額は、当該サービスに要した費用のうち市町村が定める割合又は市町村が定める額(事業者提供者が額を定める場合において、当該者が定める額)です。</p>	<p>(六)</p> <p>十 認定審査会の意見及びサービスの種類の指定欄に記載がある場合は、記載事項に留意してください。利用できるサービスの種類の指定がある場合は、当該サービス以外は保険給付を受けられません。</p> <p>十一 被保険者の資格がなくなつたときは、直ちに、この証を市町村に返してください。</p> <p>十二 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。</p> <p>十三 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p> <p>十四 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合は、給付を市町村からの事後払いとする措置(支払方法変更)、利用時支払額を三割とする措置(給付額減額等)を受けることがあります。</p>
---	--	---

備考

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横273ミリメートルとし、点線の箇所から三つ折とすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができること。

様式第一号の二を様式第一号の二とし、様式第一号の次に次の様式を加える。

(表面)

介護保険負担割合証											
交付年月日 年 月 日											
被 保 険 者	番 号										
	住 所										
	フリガナ										
	氏 名										
	生年月日	明治・大正・昭和	年 月 日	性別	男・女						
利用者負担の割合	適用期間										
割	開始年月日	平成	年 月 日								
	終了年月日	平成	年 月 日								
割	開始年月日	平成	年 月 日								
	終了年月日	平成	年 月 日								
保険者番号及び印	<table border="1"> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>										

(裏面)

**注 意 事 項**

- 一 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口へ提出してください。
- 二 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスの利用に要した費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありません。)
- 三 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至ったときには、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 六 利用時支払額を三割とする措置(給付額減額)を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正)  
 第三条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。  
 第二十八条の次に次の二条を加える。

(負担割合証の交付等)

第二十八条の二 市町村は、要介護被保険者(法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。)又は居宅要支援被保険者(法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)に対し、様式第一号の二による利用者負担の割合を記載した証(以下「負担割合証」という)を、有効期限を定めて交付しなければならない。  
 2 当該要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、遅滞なく、負担割合証を市町村に返還しなければならない。

一 負担割合証に記載された利用者負担の割合が変更されたとき。

二 負担割合証の有効期限に至ったとき。  
 三 前条の規定は、負担割合証の検認及び更新について準用する。この場合において、同条第二項中「第一号被保険者及び被保険者証の交付を受けている第二号被保険者(以下「被保険者証」交付済被保険者」という)とあるのは、「要介護被保険者又は居宅要支援被保険者」とする。

4 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所  
 二 再交付申請の理由  
 三 被保険者証の番号

5 負担割合証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その負担割合証を添えなければならない。

6 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証の再交付を受けた後、失った負担割合証を発見したときは、直ちに、発見した負担割合証を市町村に返還しなければならない。

第二十八条の三 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、法第四十一条第三項(法第四十二条第二十九項、法第四十八条第七項、法第五十三条第七項及び法第五十四条の二第九項において準用する場合を含む。)の規定により指定居宅サービス事業者(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス事業者(法第四十二条の二第二項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。)、指定介護予防サービス事業者(法第五十三条第一項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)、指定介護予防サービス事業者(法第五十三条第二項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス事業者(法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)、被保険者証を提示するときは、負担割合証を添えなければならない。

第三十三条第二項中「被保険者証」の下に「及び負担割合証」を加える。

第六十三条第二項中「同項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。」を削り、「被保険者証」の下に「及び負担割合証」を加える。

第八十二条中「法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。」を削る。

第八十二条中「法第五十条」を「第五十一条及び第二項」に改め、同条第二項中「第五十条」を「第五十一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 過去に法第五十条第二項の規定の適用を受けた要介護被保険者について第七十三条並びに第七十六条第一項第二号及び第三号の規定を適用する場合には、これらの規定中「八十分の百」とあるのは、「法第五十条第二項の規定により市町村が割合を定めたものにあつては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあつては八十分の百」とする。

第八十三条の二(見出しを含む)中「第二十二條の二第二項第二号」を「第二十二條の二第二項第二号」に改める。

第八十三条の二の次に次の二条を加える。

(令第三十二条の二の二第六項の収入の額の算定)

第八十三条の二の二 令第三十二条の二の二第六項に規定する収入の額は、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者に係る居宅サービス等のあつた月の属する年の前年(当該居宅

サービス等の収入の額は、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者に係る居宅サービス等のあつた月の属する年の前年(当該居宅

サービス等の収入の額は、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者に係る居宅サービス等のあつた月の属する年の前年(当該居宅

サービス等の収入の額は、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者に係る居宅サービス等のあつた月の属する年の前年(当該居宅

サービス等の収入の額は、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者に係る居宅サービス等のあつた月の属する年の前年(当該居宅



サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)における所得税法(昭和三十年法律第三十三号)第三十六条第一項に規定する各種所得の金額(退職所得の金額(同法第四十条第二項に規定する退職所得の金額をいう)を除く)の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額として、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(同法附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五條の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び同法附則第三十五條の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三條の二の第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう)の計算上用いられる所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得(公的年金等に係るものに限る)に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得(公的年金等に係るものを除く)に係る総収入金額を合算した額とする。

第八十三條の二の二第六項の規定の適用の申請

第八十三條の二の三 令第二十二條の二の二第六項の規定の適用を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 氏名及び生年月日

二 令第二十二條の二の二第六項に規定する者について前条の規定により算定した収入の額

三 被保険者証の番号

第八十三條の三(見出しを含む)中「第二十二條の二第八項」を「第二十二條の二の第二十項」に改める。

第八十三條の四第一項第二号中「第二十二條の二第一項」を「第二十二條の二の二第一項」に、「第二十二條の二第二項第二号」を「第二十二條の二の二第二項第二号」に改め、同条第三項中「第二十二條の二第五項、第六項又は第七項」を「第二十二條の二の二第七項、第八項又は第九項」に改める。

第八十三條の四の二第二号中「第二十二條の二第二項」を「第二十二條の二の二第二項」に改める。

第八十三條の五第一号中「すべて」を「全て」に改め、「世帯員」の下に「並びにその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、配偶者が行方不明となつた場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ)」を加え、「六月まで」を「七月まで」に改め、「昭和二十五年法律第二百二十六号」を削り、「者を除く。」の下に「であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額が二千万円(当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあつては、一千万円)以下であるもの。」を加え、同条第四号中「構成員の数」の下に「その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数」を加え、同号イ中「すべて」を「全て」に改め、「同じ」の下に「並びにその者の配偶者」を加え、「六月まで」を「七月まで」に改め、「昭和四十年法律第三十三号」を削り、「九十分の十」の下に「(法第四十九條の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の二十)」を加え、同号ロからニまでの規定中「すべて」を「全て」に改め、「世帯員」の下に「並びにその者の配偶者」を加える。

第八十三條の六第二項中「証する書類」の下に「並びに前条第一号又は第四号ロに掲げる事項を市町村が銀行、信託会社その他の機関に確認することの同意書」を加え、同条第四項中「様式第一号の二」を「様式第一号の二の二」に改め、同条第十項中「被保険者証」の下に「及び負担割合証」を加える。

第八十三條の九第一号中「法第五十三條第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。」を削り、「同項」を「法第五十三條第一項」に改める。

様式第一号の二を様式第一号の二の二とし、様式第一号の次に次の一様式を加える。

様式第一号の二(第二十八條の二関係)

(裏面)

注 意 事 項

一 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口へ提出してください。

二 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスのサービスに要した費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありませぬ。)

三 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至ったときには、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

六 利用時支払額を三割とする措置(給付額減額)を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。

(表面)

<b>介 護 保 険 負 担 割 合 証</b>															
交付年月日 年 月 日															
被 保 険 者	番 号														
	住 所														
	フリガナ														
	氏 名														
	生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日	性別	男・女								
利用者負担の割合		適用期間													
	割	開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日				
	割	開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日				
保 険 者 及 び 印		<table border="1" style="width: 100%; height: 30px;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>													

1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。